

誰もが助け合い支え合う地域を目指して

町内福祉連絡会の進め方

～運営マニュアル～



1 町内福祉連絡会とは

気がかりな人への見守り活動とそのための話し合いの場を「町内福祉連絡会」といいます。

※「町内見守り活動の推進」は行政協力業務です。令和3年度地域自治の手引きP15

2 町内福祉連絡会の必要性

高齢者人口の増加、子どもを取り巻く環境の変化、障がいのある人の支援サービスの変化など、地域で支援が必要な人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

その中で、地域の住民同士で見守りあい、あたたかいつながりをつくることで、孤立を防ぎ、日々の安心につながり、福祉問題の深刻化を防ぐことになります。

3 参加メンバー 区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員など

4 町内福祉連絡会で行うこと

(1) 福祉マップを作成して、気がかりな人の情報の共有をします。

※白地図の原本は公民館に配付しておりますので、コピーしてご利用ください。

(2) 見守りが必要な人 → 福祉推進員や近隣の方に見守りをお願いします。

(3) 支援が必要な人 → 町内でできる助け合い活動（電球の取替え、ゴミ出し、大型家具の移動、買い物支援など）について話し合います。

町内の支援が難しい場合は、地区福祉ネットワーク会議（地域支え合い協議体）に持ち上げ検討してもらいます。行政や関係機関（団体）へ連絡します。

※見守り活動は、対象者の日頃の安否確認と、日常生活上の変化を少しでも早く察知し迅速に適切な支援につなげることを目的とした、地縁に基づく任意の活動です。見守り活動者が見守りの対象となる方の安全に関する義務や責任を負うものではありません。

5 開催の頻度

少なくとも年1回は定期的に集まって、気がかりな人や世帯、見守り者や支援者等の確認を行ってください。気がかりな世帯が増えてきたなと思われたときは、隨時開催してください。

6 速やかに対応する必要があるような事案が発生した場合は

町内福祉連絡会の開催を待たずに、速やかに関係機関等に連絡してください。

子どもや高齢者、障がい者に対する虐待の恐れがある場合など、緊急性がある場合は、速やかに市もしくは警察に通報してください。

準備

- ・町内の白地図
- ・筆記具（蛍光マーカーなどがあるとよいです）
- ・本マニュアルの様式1

招集

- ・区長は、メンバーの集まりやすい日時、会場を調整し、メンバーを招集します。
- ・会場は、町内の集会所や地区の公民館の利用が一般的です。

開催

- ・話し合う内容は、
①町内の白地図の中に、気がかりな世帯などの対象者宅にしるしをする。（マーカーなどを用いる）
②見守りをする人を決めてください。
③すでに見守りを行っている場合は、その状況を確認してください。
④見守り以外に支援が必要な人の状況の確認を行ってください。
※②③④については、その状況を様式1に記載します。
※作成した福祉マップと様式1は原則区長が保管してください。

報告検討

- ・①実施報告書（様式2）を用いて、実施報告をお願いします。
実施報告では、町内で解決・対応することが困難な事例（個人情報は除いてください）や課題等の提出をお願いします。
- ・実施報告は、後日開催される各地区の福祉ネットワーク会議（地域支え合い協議体）に提出していただき、皆さんで協議していただきます。

◎個人情報の取り扱いについて

- ◆活動上知り得た個人の情報はみだりに口外しないようにしましょう。噂となって広がれば、信頼関係はたちまち崩れ、その人を深く傷つけてしまいます。
- ◆個人の秘密が記載された書類の保管管理には細心の注意を払いましょう。

8 話合いの例

A町内の区長さんは、地域で初めて福祉連絡会を開催します。
地域では、少子高齢化も進み、高齢者のみの世帯やひとり親家庭なども増えてきました。
町内で見守りの状況なども把握したいと考えています。
福祉連絡会を開き、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員が町内の集会所に集まりました。



区長



民生委員・児童委員



福祉推進員



老人家庭相談員

はじめに



B 区長

今日はお忙しい所集まつてもらってありがとうございます。
A町内も高齢化が進み、高齢者だけの世帯や日中独居という高齢者も増えてきました。皆さんも、それぞれの活動の中で、不安や悩みがあると思います。今日は、気がかりな方や普段の活動の中での不安や悩み事を皆さんで共有し、少しでも解決に結び付けられたらと思います。
よろしくお願ひいたします。

例 1



福祉推進員

ひとり親家庭で仕事もがんばっている鈴木さんですが、夜遅くまで小学生の子どもさんが一人で留守番しているので気がかりです。
集団登校の集まる時間に遅れることもあり、一人で登校しているのを見かけます。

私の家から近いし、お母さんとは挨拶もしているので、声かけなどの普段の見守りは私がさせてもらいましょうか。



民生委員・児童委員

普段の生活で困っていることがないか、
さりげなく聞いてもらえると助かります。

例2



区長

田中さん宅は、ご夫婦とも高齢で、ゴミ出しに苦労している様子だし、買い物ができない困っていると聞きました。
誰か支援できる人はいないものでしょうか。



民生委員・児童委員

老人会では親しい人はいないみたい。



老人家庭相談員

福祉推進員さんの家からは、かなり距離があるので、普段の見守りは難しいかもしれませんね。



福祉推進員

二軒となりの佐々木さんは親しくしているみたいだし、時々ゴミ出しをしてあげているのを見かけますね

ゴミだしは佐々木さんにお願いできそうですね。

普段の見守りもお願いできないでしょうか？私は佐々木さんに面識がないので、区長さんからお願いしていただけると助かります。



区長

買い物の話は、町内では解決できないので、次回の地区ネットワーク会議で議題に出すことにしてしましょう。佐々木さんには私からお願いするので、具体的にどうしたらいいかは民生委員さんから説明してもらえませんか？

他の気がかりな例

- ・障がいのある人が戻間一人で閉じこもりがち
⇒見守る、話し相手になる、つどいに誘う
- ・ひとり暮らし高齢者の方が困っている
⇒電球の取替え、ゴミだし、大型家具の移動、買い物支援など、助け合い活動につなげる

連絡先：社会福祉法人 越前市社会福祉協議会 地域福祉部

〒915-0071 越前市府中1丁目11-2（越前市福祉健康センター内）

電話：0778-22-8500 FAX：0778-22-8866